

総務文教常任委員会

平成 27 年 12 月 11 日 (金) 午前 10 時 ~
第 3 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

企画管理部

- (1) 第 1 号議案 平成 27 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 3 号)
＜説明～質疑＞
- (2) 第 10 号議案 亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
＜説明～質疑＞

生涯学習部

- (1) 第 1 号議案 平成 27 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 3 号)
＜説明～質疑＞
- (2) 第 17 号議案 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定について
＜説明～質疑＞

総 務 部

- (1) 第 1 号議案 平成 27 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 3 号)
＜説明～質疑＞
- (2) 第 8 号議案 平成 27 年度亀岡市宮川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- (3) 第 9 号議案 平成 27 年度亀岡市河原尻財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
＜説明～質疑＞
- (4) 第 11 号議案 亀岡市税条例等の一部を改正する条例の制定について
＜説明～質疑＞
- (5) 第 15 号議案 京都地方税機構規約の変更について
＜説明～質疑＞

会計管理室

(1) 第 2 8 号議案 財産の処分について

< 説明 ~ 質疑 >

教育委員会

(1) 第 1 号議案 平成 2 7 年度亀岡市一般会計補正予算 (第 3 号)

< 説明 ~ 質疑 >

(2) 第 1 2 号議案 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を
改正する条例の一部を改正する条例の制定について

< 説明 ~ 質疑 >

(3) 第 1 6 号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定に
ついて

< 説明 ~ 質疑 >

4 討論 ~ 採決

5 陳情・要望について

(1) 沖縄の米軍普天間飛行場の代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小
及び負担軽減を求める意見書の提出を求める陳情

6 その他

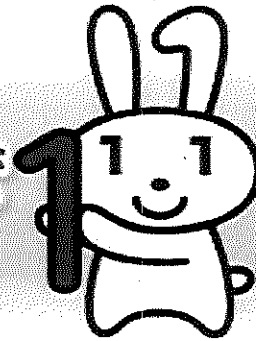
- ・ 議会だよりの内容について (審査内容)
- ・ 議会報告会の意見対応について
- ・ 次回の日程等について

第 10 号議案 -

亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

①マイナンバーを利用するもの…マイナンバーは下記の行政手続で利用します。

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。



マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。

社会保障

年金 労働
医療 福祉

税

災害対策

- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の給付の請求
- ・福祉分野の給付、生活保護 など

- ・税務当局に提出する申告書、届出書、調書などに記載
- ・税務当局の内部事務

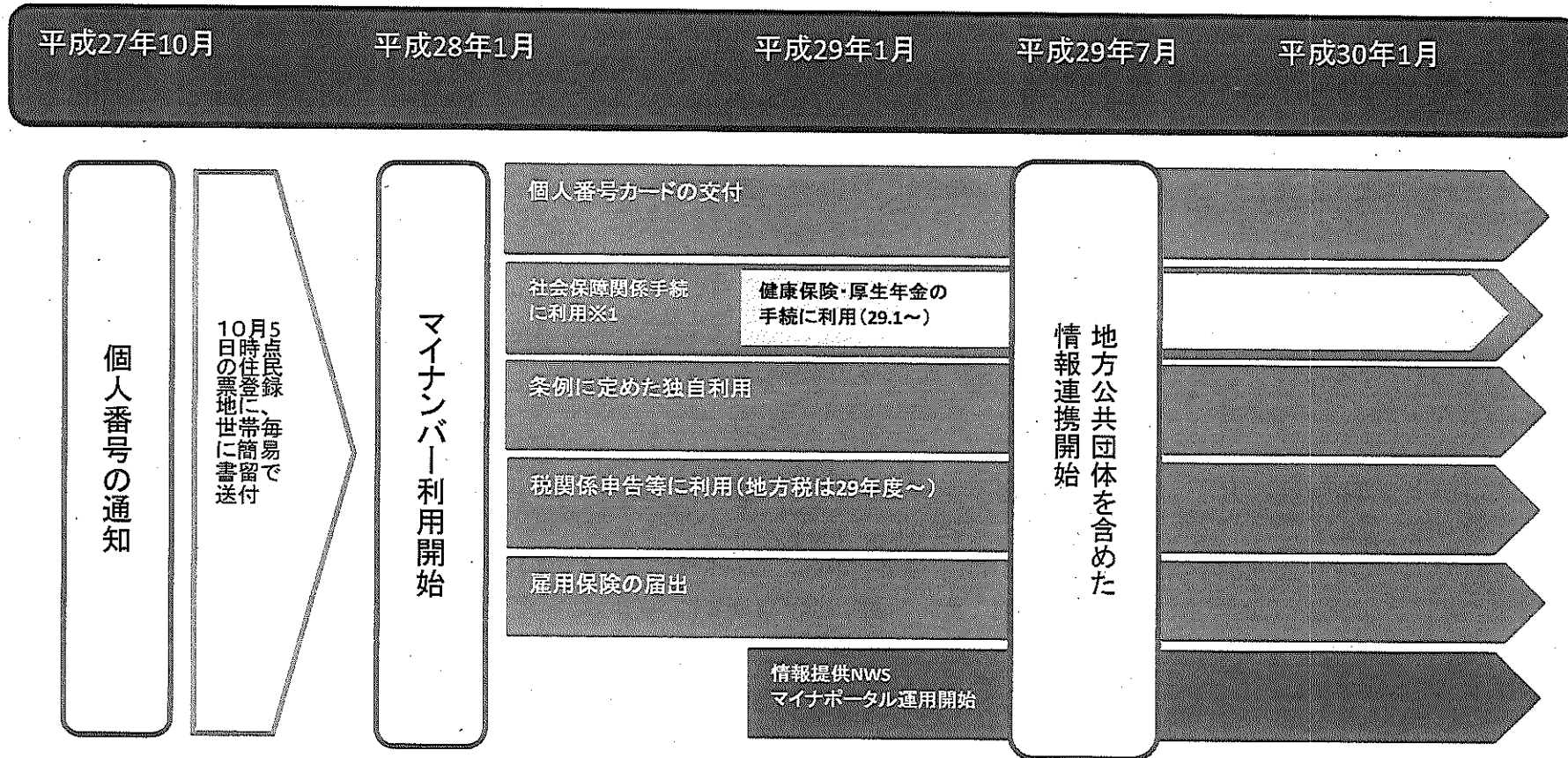
など

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※ このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務にマイナンバーを利用することができます。

②マイナンバー制度スケジュールの流れ



※1 市で行う社会保障関係手続(法定事務で28年1月から個人番号を利用するもの)
 ・国民健康保険 ・後期高齢者医療保険 ・介護保険 ・児童手当 ・児童扶養手当
 ・生活保護 ・身体障害者手帳の交付 ・障害福祉サービス ・特別児童扶養手当
 ・未熟児養育医療給付

※2 国民年金については、29年5月31日までの間に利用開始予定(未定)

③市におけるマイナンバー関連事務

通知カード・個人番号カードに関すること

【法定受託事務】

【市民課】

- 個人番号の通知(通知カード)
- 個人番号カードの交付に関すること
(個人番号カードを利用した事務)
- 平成28年度中に、コンビニエンスストアで住民票の交付開始予定

基幹業務システムに関すること

【総務課】

- 基幹業務システム等に係るマイナンバー制度対応
- 総務省「自治体情報セキュリティ緊急強化対策」に係る庁内におけるセキュリティ強化(平成27年10月)

特定個人情報保護に関すること

【総務課】

- 番号法における特定個人情報の保護に関する規定を適用するための条例整備⇒平成27年6月議会で、亀岡市個人情報保護条例を改正
- 特定個人情報保護評価書の公表⇒平成27年8月
- 『特定個人情報等の安全管理に関する基本方針』策定。

市の独自利用事務に関すること

【夢ビジョン推進課】

- 市の独自利用事務に関すること
⇒マイナンバー利用条例制定(12月議会上程)
- 庁内調整

④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律と市の例規整備の関係

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

個人番号の利用及び特定個人情報の提供のために条例制定が必要
(第9条2号及び第19条9号に基づく条例)

・個人番号
・個人番号カード
・特定個人情報の提供
・特定個人情報保護委員会
・法人番号
・罰則 等について規定

○亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

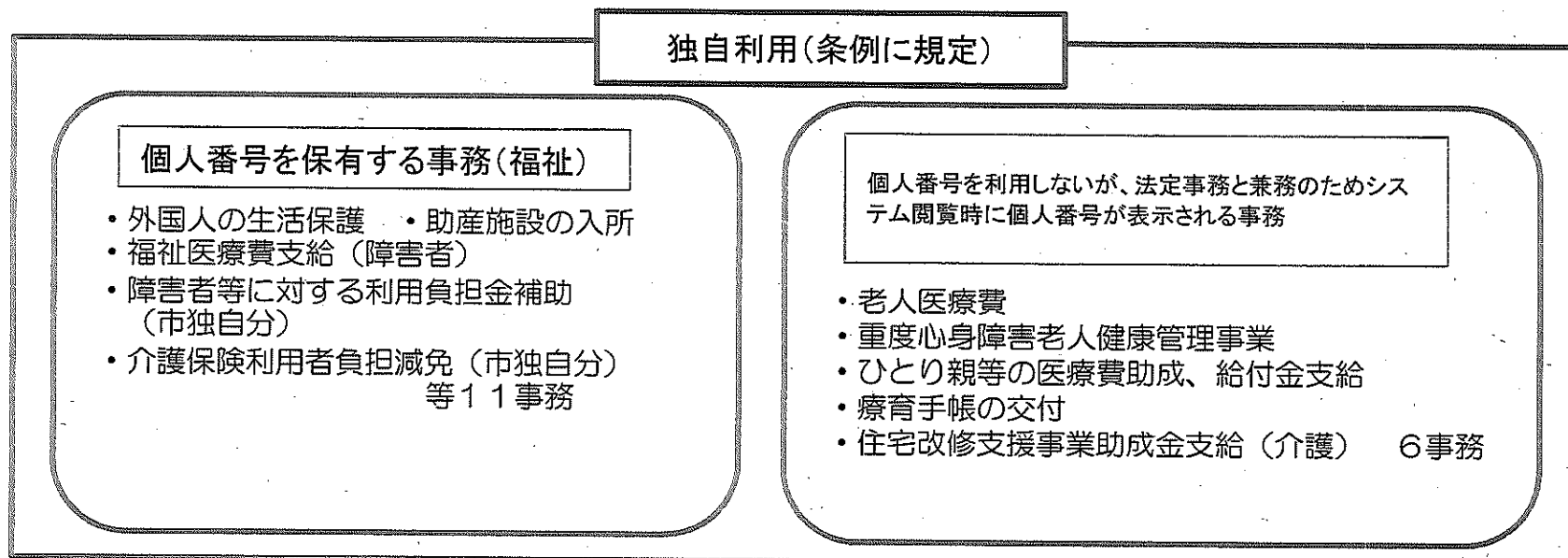
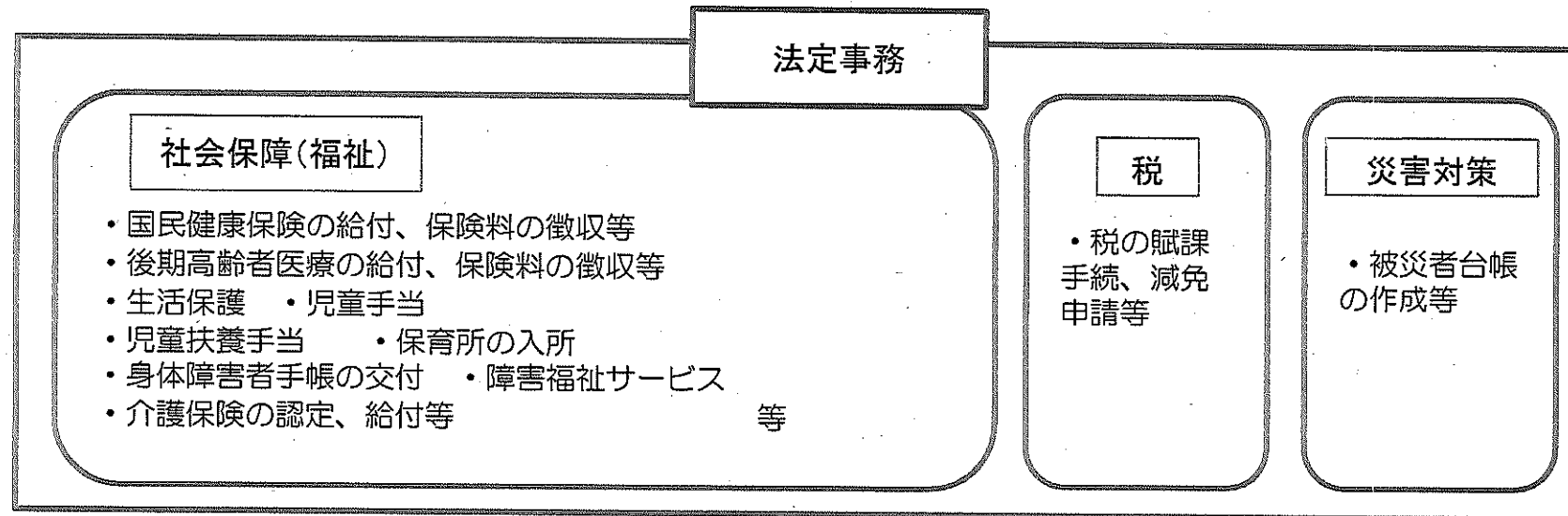
条例では法令・例規単位で事務を規定しており、事務及び特定個人情報の詳細については、規則で定めるため、施行規則が必要

・市の独自利用事務
・庁内で情報連携のために個人番号を利用(庁内連携)
・市長部局・教育委員会間の特定個人情報の照会・提供

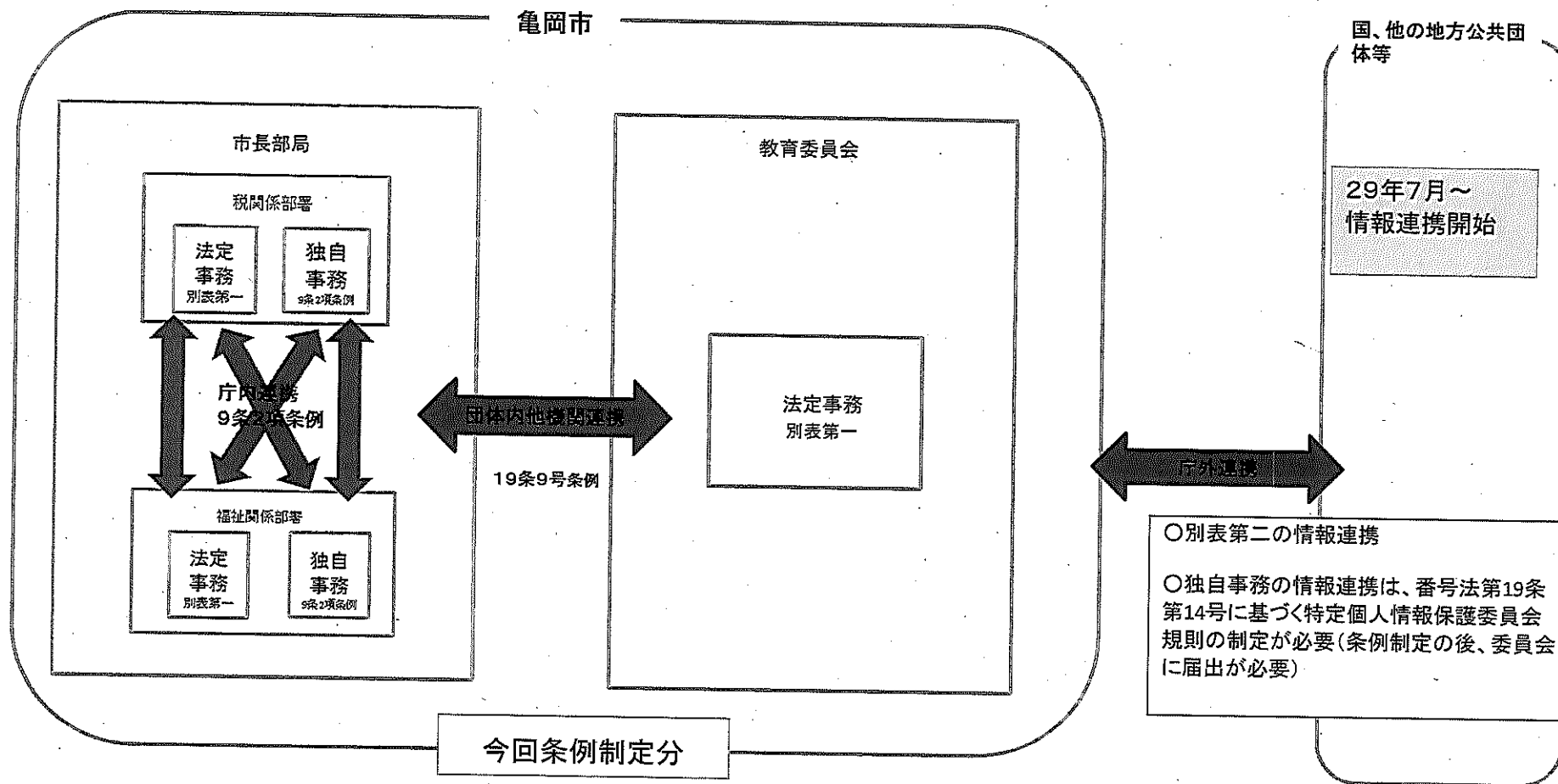
○亀岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

・条例で規則委任している事項
(条例別表で規定する事務及び特定個人情報) について規定

⑤市におけるマイナンバー利用事務



⑥番号利用と情報連携の流れ



○独自利用事務について、第4条で規定し、別表1に事務を掲出(9条2項条例)

○庁内連携について、第4条2項及び3項で規定し、別表2に情報連携を行う事務及び特定個人情報を掲出(9条2項条例)

○市長部局と教育委員会間の特定個人情報の提供について、第5条で規定し、別表3で事務及び特定個人情報を掲出(19条9号条例)

平成 27 年 12 月 亀岡市議会定例会

総務文教常任委員会 説明資料

- ・ 第 16 号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定について
- ・ 第 17 号議案 亀岡市社会体育施設（6 箇所）に係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要＜平成２８年度更新施設＞（総務文教常任委員会資料）

施設名	指定 管理 候補者	申請内容						
		管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対する サービスの向上	施設の効果的な 活用	管理経費の縮減	施設の適切な 維持管理	施設の適切な 運営
亀岡市 七谷川野外活動セ ンター	千歳町自治会	生涯学習の場として、青少年が 野外活動を通じ、自然の中で人や 自然に対する思いやり、ルールを 守ることの大切さ、日常生活では 味わえない体験をする機会と場所 を提供して、心身ともに健全な青 少年育成に貢献する。 また、高齢者を含む広く一般市 民の憩いの場として安全快適に気 持ちよく利用できるよう管理運営 に努める。	特定の団体や一部の者に偏ること なく、全ての利用者が等しく平等 に利用できるよう適切に対応す る。	七谷川野外活動センターのPRにつ いて充実を図り、利用しやすい身 近な施設としての認識度を向上さ せる。 ・ 亀岡市の広報誌に施設情報を掲 載する ・ ホームページを開設し、随時更 新する ・ 観光スポットパンフレット等を 活用する ・ 利用者の声を聞き、改善点を探 すことに努め、リピーターを増や す	・ 自然豊かな環境を活かし、季節 ごとの利用者増を図ることとし、 春は桜、夏はキャンプ、秋は紅葉 などの当センターの魅力を利用者 が十分に満喫できるようにする。 ・ 地域の史跡、神社仏閣、丹波七 福神巡りなどと合わせて利用でき る工夫をすすめる。	桜や夏場の繁忙期に職員を増員 し、閑散期には減員することで、 効率的に職員を配置し安全確保や サービス向上を図るとともに、管 理経費の縮減に努める。	・ 各施設の安全点検と調理器具安 全使用の徹底を図る。 ・ キャンプ場、芝生広場、周辺樹 木の定期的な害虫駆除、草刈り、 危険な枯れ枝除去等の作業を行 う。	・ 接客研修・施設の安全研修・衛 生研修・個人情報保護に係る研修 を実施。 ・ 月毎の打ち合わせ時研修の実 施。
亀岡市 社会体育施設 (6箇所)	公益財団法人 亀岡市体育協会	公益財団法人亀岡市体育協会は、 「スポーツに親しみ、スポーツで 笑顔、スポーツで元気な亀岡」の 実現を目指して、市民スポーツの 進捗と競技力の向上に取り組んで います。 当該社会体育施設を活動の重要 な施設と位置付け、積極的に事業 を展開し、多様化する市民スポー ツ活動の欲求にこたえ、明るく豊 かな市民生活の形成に寄与するこ とを目的に施設管理と有効活用を 行います。 (1) 管理施設の効率的、効果的 な管理運営を行い、市民サービス の向上に努めます。 (2) 管理施設の安全・安心な運 営を推進します。 (3) 当協会加盟の地域団体・競 技団体と連携し、施設のより積極 的な活用を図り、スポーツ人口の 拡大と施設利用者の促進を図りま す。	(1) 市民の健全な心身を育成 し、スポーツを通じて親睦と相互 理解を深めるという社会体育施設 としての趣旨に基づき、平等な利 用の確保に努める。 (2) 利用日の2か月前から先着 順に各施設の使用を受け付けると ともに、公的機関・団体等が主催 する事業・大会については、あら かじめ年間の利用計画に基づき、 調整会議を行い、一部に偏らない 貸し出しに努め、利用者の理解と 協力を得ている。	(1) 他のスポーツ施設(運動 公園施設)の管理者とともに受付 窓口を一元化し、利用者の利便性 の向上に努めている。 (2) 施設利用時間・受付時間 の延長等、利用者の利便性を高め るため、その要望に対し柔軟に対 応し、施設の利用拡大に努める。 (3) 身障者用の駐車場も確保 し、身障者や高齢者の利用しやす い施設を目指す。 (4) 当協会のホームページを より充実し、市民・利用者への情 報提供に努める。 (5) 飲料水の自動販売機を設 置し、利用者へのサービス向上を 図る。	(1) 当協会加盟競技団体(野 球・ソフトボール・サッカー等) による競技会や各種スポーツ教室 などを開催し、施設利用促進に繋 げる。 (2) 地域スポーツ団体・企業 等に対して、運動会、グラウン ド・ゴルフ大会等での施設利用を 呼び掛け、利用促進を図る。 (3) スポーツ少年団、小・中 学校のスポーツ活動への積極的な 施設利用を図る。 (4) 平日の利用促進のため、 高齢者の加入が多いスポーツ団体 (ゲートボール・グラウンドゴル フ等)へ利用の呼び掛けを行いま す。また、当協会が主催するス ポーツ教室(グラウンド・ゴルフ を楽しむ会等)を検討する。	(1) 当協会加盟の競技団体、 スポーツ少年団に清掃活動・施設 整備活動と呼び掛け、より良好な 施設の維持管理に努める。 (2) 利用後の「グラウンド整 備」、「ゴミの持ち帰り」など利 用マナーの啓発に努めるととも に、管理経費の削減を図る。 (3) 体育協会職員が指定管理 業務を兼ねることにより、人件費 の経費削減を図る。	(1) 施設を安全安心に利用い ただため、日常点検による不良 個所の早期発見、迅速な修繕に努 める。 (2) 危機管理マニュアルに基 づき、迅速な対応ができるよう研 修や訓練を行います。また、医療 機関、関係機関との連絡体制を整 備し、職員や施設利用者に徹底を 図る。 (3) 施設が屋外であるため、 AEDの常備が困難であるが、利 用者に貸し出すことにより、安全 安心な施設利用を目指す。	職員として必要な知識、技術等を 習得させるため研修計画を実施す る。

平成 27 年 12 月 11 日

(総務文教常任委員会説明資料)

亀岡市税条例の一部改正（案）について

納税環境の整備

地方税法の改正による猶予制度の見直し

納税者の負担軽減と早期かつ的確な納付の履行を確立する観点から条例で定める。

条例にかかわる主な内容

- ・ 徴収猶予及び換価の猶予に係る分割納付の方法
原則として毎月
- ・ 申請による換価の猶予に係る申請期限
6 ヶ月以内
- ・ 担保徴取の基準（猶予金額、期間）
猶予金額 100 万円以下、猶予期間 3 月以内は担保不要
- ・ 猶予の不許可事由・取消事由
税に滞納のあることのみ（税以外の公債権は含めない）

【平成 28 年 4 月 1 日施行】

所要の規定整備

その他条例規定事項の見直し等所要の規定整備を図ること。

(総務部税務課)

(総務文教常任委員会説明資料)

京都地方税機構の規約変更（案）について

軽自動車税課税事務の一部共同化

1 規約変更の内容

京都地方税機構の業務に軽自動車税課税に係る関連事務を追加すること。

2 追加される業務

(1) 課税事務共同化軽自動車税システムによる申告書等のデータ作成業務

(2) 軽自動車税申告書の受付・審査業務

3 共同化の理由

(1) 税制改正による環境性能に応じた重課・軽課に対応するための軽自動車検査情報と申告書情報等をデータ化する共同システムの構築と効率的な運用を図る。

(2) 消費税 10%引き上げ時の自動車取得税廃止時に解散する京都地方税務協議会に代わる申告書受付・審査業務の実施

4 経費の市町村間の負担割合

(1) 基本負担額

経費の額の 100 分の 5

(2) 人口割額

経費の額の 100 分の 47.5

(3) 申告書等処理件数割額

経費の額の 100 分の 47.5 の 6 分の 5

(4) 課税台数割額

経費の額の 100 分の 47.5 の 6 分の 1

(総務部税務課)

総務文教常任委員会資料

亀岡市個人情報保護条例施行規則の
一部改正（案）について

平成 2 7 年 1 2 月

【総務部総務課】

亀岡市個人情報保護条例施行規則の一部改正(案)について

亀岡市個人情報保護条例施行規則（平成 12 年規則第 55 号）の一部を次のとおり改正します。

- 1 特定個人情報ファイルを保有する事務を開始しようとする時の登録簿の様式を定めます。
- 2 特定個人情報に係る開示等請求書を提出しようとする者が、本人又は法定代理人等であることを証明するために提出ないし提示すべき書類を定めます。

開示等請求書を提出する者	提出ないし提示すべき書類	
本人	A 住民基本台帳カード又は個人番号カード、運転免許証又は運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、在留カード又は特別永住者証明書、その他本人であることを証する書類（本人の顔写真が貼付されたものに限る。）	いずれか 1 種類
	B 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、印鑑登録証明書、戸籍謄本又は抄本、その他これらに類する書類	いずれか 2 種類
法定代理人	① 本人に係る上記 A 又は B のいずれかの書類の写し ② 法定代理人に係る上記 A 又は B のいずれかの書類 ③ 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類	
任意代理人	① 本人に係る上記 A 又は B のいずれかの書類の写し ② 代理人に係る上記 A 又は B のいずれかの書類 ③ 委任状	

- 3 特定個人情報に係る開示等請求書の様式を定めます。
- 4 平成 28 年 1 月 1 日から施行します。

総務文教常任委員会資料

亀岡市情報化推進計画（素案）の パブリックコメントの実施

平成２７年１２月

【総務部総務課】

情報化推進計画(素案)のパブリックコメントの実施

平成27年12月
総務部 総務課

第4次亀岡市総合計画において、「今後の市政運営における情報化の役割や方向性を明らかにし、全庁的、総合的に情報通信技術の利活用を図る計画」を策定することとしています。

■情報化推進計画(素案)のパブリックコメントの実施

これまでに、「情報化推進に関する市民アンケート」などから、本市の情報化に関する現状を分析し、国や府の情報化施策の動向を踏まえ、「情報化推進計画」(素案)を取りまとめました。ついては、広く市民の意見を求めるため、「亀岡市民の意見提出手続きを定める要綱」に基づき、計画(素案)を公表し、パブリックコメントを実施します。

■実施概要

1) 公表の方法及び計画(素案)資料設置場所

- ・広報紙「キラリ☆亀岡おしらせ」【12月15日号】に掲載し、募集を告知する。
- ・市のホームページに掲載し、募集を告知する。
- ・市役所1階 市民情報コーナーに資料を設置する。
- ・市役所6階 総務課に資料を設置する。

2) 募集の期間

- ・平成27年12月25日(金)から平成28年1月24日(日)まで

3) 提出の方法

- ・郵送、FAX、電子メールでの回答
(京都府・市町村共同電子申請システムを利用した回答も可能)

■今後の予定

- ・平成28年2月上旬 「パブリックコメント実施結果」の公表
- ・平成28年2月下旬 「第4回 情報化推進計画策定検討会」の開催
- ・平成28年3月上旬 「第3回 情報化推進委員会」の開催
- ・平成28年3月 「亀岡市情報化推進計画」の公表

担当: 総務部総務課 情報政策担当 鈴木
電話: 0771-25-5007 (内線 2318)

(裏面:無)

総務文教常任委員会 資料

日 時 平成27年12月11日(金)
午前10時00分～

場 所 第3委員会室

会計管理室

○ 第28号議案 財産の処分について

売却物件 : 元市営住宅つつじヶ丘団地 跡地

所在地 亀岡市東つつじヶ丘都台2丁目23番77

地目 宅地

地積 5,504.88㎡

売却予定価額 253,200,000円

契約の相手方

所在地 亀岡市大井町南金岐尾垣内9番地

名称 株式会社 三煌産業

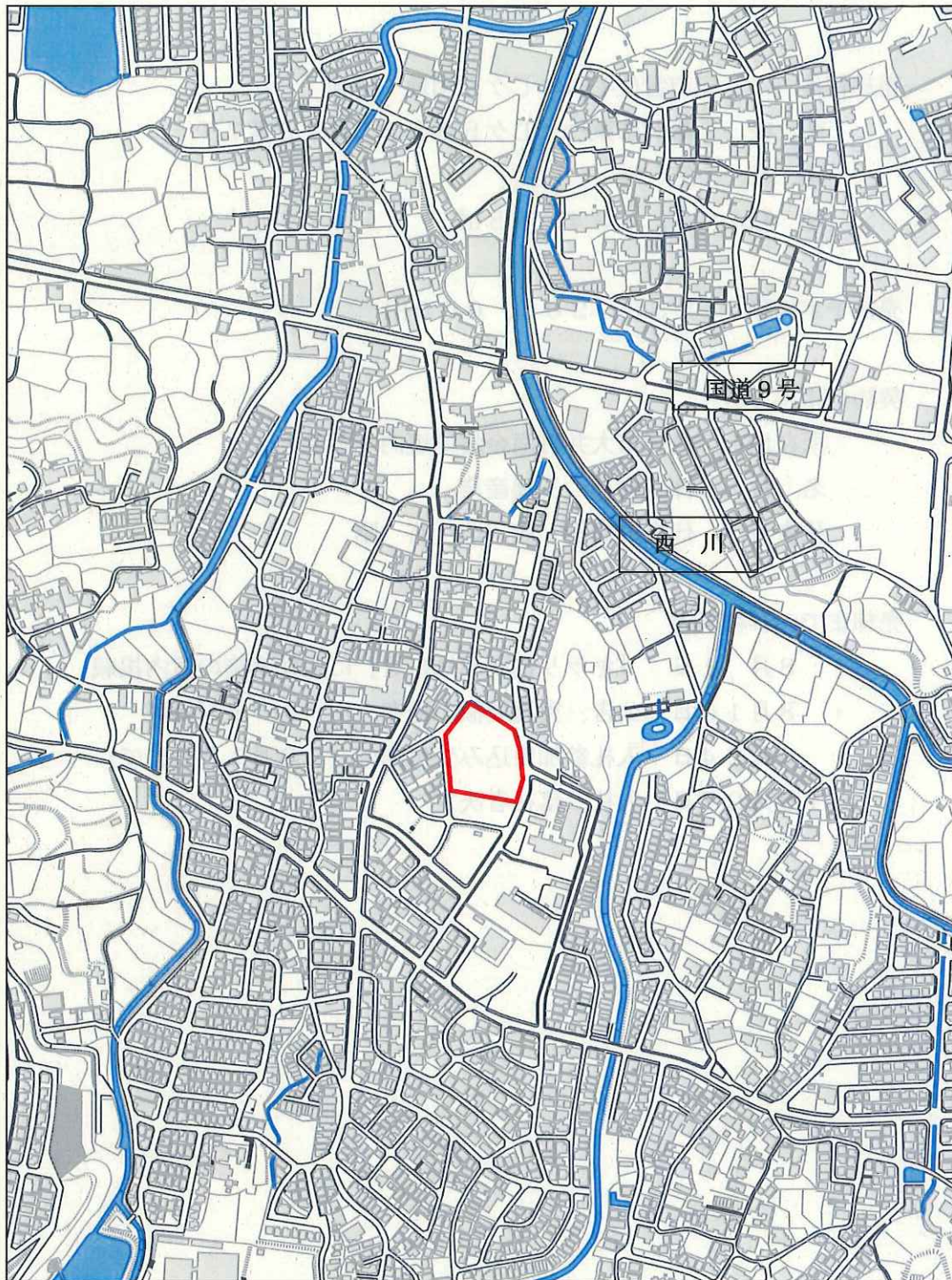
代表者 代表取締役 渡辺 裕 昭

売却までの日程経過

- ・ 8月 1日 「キラリ亀岡お知らせ」に入札実施の案内掲載
- ・ 8月10日 公告、実施要領の配布、ホームページ掲載
- ・ 9月24日 入札参加申込み受付開始(10月15日まで)
- ・ 10月27日 入札、落札者決定

物件番号 ① 所在地 亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目23番77

位置図



物件番号 ①
 所在地 亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目23番77

合成公図等資料



請求 部分	所 在	亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目					地 番	23番77		
出 縮 力 尺	1/600	精 度 分		座標系 番号又は 記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和53年5月10日				備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項	方位不明	

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

総務文教常任委員会

		意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
					参考	報告	回答査
亀岡中部	4	大規模スポーツ施設建設で議員の意識が市民感覚からかけ離れているように思う。アユモドキの保全、水害、交通渋滞などで、市民には理解がまだまだ得られていないということが選挙結果からもうかがえる。福知山市の水害で、事前に説明がなかったと市が訴えられている。京都府や亀岡市は市民に説明会をするべきでは。	昔は亀岡駅前は何もなかった。そこを埋め立てて造成し、亀岡駅南側のまちづくりをしてきた。なぜしてきたかという駅があるからである。そして今度は同様に駅北側を造成し、まちづくりを進めるものである。今までの経験を踏まえてきちんと計画すれば問題はないと考える。 ただ、議会としても全体像がつかめておらず、行政には説明責任があると考え。市民の不安にも答えていかなければならない。	総務文教		○	
亀岡中部	5	夢ビジョンの前期計画ではワークショップなどがあったが、後期計画ではそれがなく、審議会だけで進んでいる。市民の意見が取り入れられていない感じがする。議会からも言ってほしい。	基本構想のワークショップに参加されたのではないかと考える。後期計画については市長が代わるということで、新市長が庁内で調整して、それから総合計画の審議会の中間まとめが出される。議会にも報告されるので注目していただきたい。	総務文教	○		
亀岡中部	6	大規模スポーツ施設で50億円の支出の是非もあるが、過去の亀岡の経験から、土地を買ってきてちゃんと利用していないことが多い。無駄なことをまずなくすことが大事ではないか。	従来、土地開発公社が事業目的で先行取得してきた。公社の取得については議会の議決が要らない。そういった経緯がある。スタジアムの用地取得は議会の承認済みである。	総務文教	○		
亀岡中部	7	亀岡会館がどうなるのかを注視している。民間の力を活用することが大事ではないか。柔軟な発想や議論が求められる。議員もそういったところで力を発揮してほしい。	市民のみなさんの声を生かすのと同様、限られた税金を使うのには、様々なアイデアに耳を傾けていきたい。	総務文教	○		
東本梅	2	防犯カメラ設置の助成制度があるが、どこに設置すべきかわからない。	—	総務文教	○		
南つつじ	1	高齢者運転免許証自主返納事業について、返納時にのみ5千円を支援するより、高齢者から年間5千円をいただいて年間無料バスを配布する仕組みに変えた方が継続的・効果的にも良いと地域こん談会で提案した。	現在、検討されている。	総務文教	○		
南つつじ	2	2033年には全国的に3軒に1軒が空き家になるという新聞記事を見た。ごみ屋敷や空き家対策を自治会で対応するにも限界がある。地域こん談会でも取り上げたが、議会でも前向きに捉えてほしい。	人口減少・空き家対策は全国的な問題であり、議会としても対策を検討していきたい。	総務文教	○		
南つつじ	3	北陸新幹線小浜ルートの実現に向けて、もっと国に働きかけてほしい。	北陸新幹線小浜ルートは閣議決定されている。京都市が新たなルートを提案したが、亀岡市は一貫して小浜ルートを推進している。小浜市議会と交流しながら、更に積極的な推進に向け働きかけていく。	総務文教	○		
南つつじ	5	大規模スポーツ施設について、スポーツだけでなく、コンサート等の利活用は検討されているのか。	事業主体は京都府である。現在は基本設計段階であり利用方法が見えていない。	総務文教	○		

曾我部	2	大規模スポーツ施設建設の状況について教えてほしい。内容が固まっていないのなら、駅北よりも亀岡インター近くの運動公園付近に建設してはどうか。そちらのほうが便がよいのでは。市民の意見を尊重しては。	亀岡市の仕事として土地の取得については完了した。あとの建設は京都府の仕事である。この12月にも全議員が説明を受けることになる。 市としてもいろいろ検討してあの場所となった。土地を提供できる場所、鉄道の近くで観客に移動してもらうという好条件として京都府に選ばれた。	総務文教	○		
曾我部	4	大規模スポーツ施設建設で納得できる説明をしてもらえるのか。	建設計画が明らかになると京都府からも説明があると思う。議会も12月に市からの説明を受けることになる。	総務文教		○	
曾我部	8	北陸新幹線小浜ルート早期実現について、長い間待たされている。ぜひとも亀岡にもってきてもらいたい。人口減少も一気に解決するのでは。市議会も強力に進めてほしい。	昭和48年に閣議決定をされた唯一の路線であり、小浜市議会とも連携して取り組みを進めてきた。とりえず路線だけでも決定してほしい。ご指摘のように今しかないと思う。議会の中には様々な意見があるのも事実。	総務文教	○		
旭	1	大規模スポーツ施設建設について、市税に影響が出ないようお願いしたい。	貴重な意見としてお聞きする。	総務文教	○		
旭	6	市の防犯カメラの設置状況と自治会助成金による普及状況は。	JR各駅や都市公園に設置している。また、申請のある自治会において順次設置されている。	総務文教	○		
旭	10	人口減少で20年、30年後が心配である。長いスパンで対応してほしい。特に税収が減り財政状況を心配する。	人口減少は全市的な課題である。住環境や雇用、子育ての環境づくりに力を入れるべきと考える。また、農村地域に目を向けてもらえる取り組みも必要。	総務文教	○		
旭	11	ふるさと納税の推進にはどのように取り組んでいるのか。	今後、産品の充実を図るなど新市長の積極的な取り組みに期待したい。	総務文教	○		